

○大阪市立青少年センター条例施行規則

平成15年10月20日

規則第126号

改正 平成16年2月18日規則第7号

平成17年3月4日規則第3号

平成19年3月16日規則第25号

平成22年1月22日規則第2号

平成27年3月27日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定申請の公告事項)

第2条 条例第9条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第8条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第11条各号のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録（法人以

外の団体にあつては、これに相当する書類) とする。

- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第11条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの大阪市立青少年センター（以下「センター」という。）の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) センターの管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類
（資料の提出の要求等）

第4条 市長は、条例第12条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) センターの管理の業務の実施状況
- (4) センターの利用者数、センターの施設の稼働状況その他の利用状況
- (5) センターの管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

（利用料金の納付時期）

第6条 条例第17条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）は、あらかじめ指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

（附属設備の利用料金）

第7条 条例第17条第3項第2号の市規則で定める附属設備の種別及び金額は、別表のとおりとする。

（損害賠償等）

第8条 施設の使用の許可を受けた者又は入館者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（施行の細目）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年2月18日規則第7号）

この規則は、平成16年2月20日から施行する。

附 則（平成17年3月4日規則第3号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第25号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条の次に1条を加える改正規定及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の公布の日から平成19年3月31日までの間における大阪市立青少年文化創造ステーションの施設（宿泊室を除く。）及び附属設備の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月22日規則第2号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の大阪市立青少年文化創造ステーション条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の附属設備の使用に係る利用料金について適用し、同日前の附属設備の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日規則第41号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の大阪市立青少年センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の附属設備の使用に係る利用料金について適用し、同日前の附属設備の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

ア 音響設備

種別	利用料金	
	単位	金額
音響装置A	一式 1日1回につき	5,280円
音響装置B	一式 1日1回につき	4,400円
音響装置C	一式 1日1回につき	3,520円
音響装置D	一式 1時間までごとに	440円
音響・照明セットA	一式 1日1回につき	55,000円
音響・照明セットB	一式 1日1回につき	11,000円
音響設備A	一式 1日1回につき	22,000円
音響設備B	一式 1日1回につき	4,400円
レコーディング設備	一式 1日1回につき	3,300円
ヘッドフォンマイク	1個 1日1回につき	2,200円
コンデンサーマイク	1本 1日1回につき	1,650円
ダイナミックマイク	1本 1日1回につき	1,650円
ワイヤレスマイク	1本 1日1回につき	1,650円

イ 映像設備

種別	利用料金	
	単位	金額
ビデオプロジェクターA	1台 1日1回につき	5,280円
ビデオプロジェクターB	一式 1日1回につき	11,000円
ビデオ撮影装置A	1台 1日1回につき	5,500円
ビデオ撮影装置B	1台 1日1回につき	3,300円
映像編集装置	一式 1日1回につき	5,500円
書画カメラ	1台 1日1回につき	4,400円

ウ 照明設備

種別	利用料金	
	単位	金額
照明設備セット	一式 1日1回につき	33,000円
ピンスポットライト	1台 1日1回につき	3,300円
アッパーホリゾンライト	一式 1日1回につき	3,300円
ロアホリゾンライト	一式 1日1回につき	3,300円
エリプソイダルスポットライト	1台 1日1回につき	1,650円
フレネルレンズスポットライト	1台 1日1回につき	1,100円
平凸レンズスポットライト	1台 1日1回につき	1,100円
パーライト	1台 1日1回につき	1,100円
ダブルマシン	1台 1日1回につき	2,750円
ミラーボール	一式 1日1回につき	2,200円

エ その他の設備

種別	利用料金	
	単位	金額
琴	1面 1日1回につき	2,200円
グランドピアノ	1台 1日1回につき	5,500円
アップライトピアノ	1台 1時間までごとに	330円
ドラム	一式 1日1回につき	3,300円
シンセサイザー	1台 1日1回につき	2,200円
エレキギター	1本 1時間までごとに	220円
エレキベース	1本 1時間までごとに	220円
アコースティックギター	1本 1時間までごとに	220円
キーボード	1台 1時間までごとに	330円
ベースアンプ	1台 1時間までごとに	440円
ギターアンプ	1台 1時間までごとに	330円
キーボードスタンド	1脚 1時間までごとに	170円
シンバルスタンド	1脚 1時間までごとに	170円

シールド	1本 1時間までごとに	110円
ヘッドフォン	1個 1時間までごとに	110円
楽器セットA	一式 1時間までごとに	1,100円
楽器セットB	一式 1時間までごとに	770円
CDデュプリケーター	一式 複製25枚までごとに	2,750円
DVDデュプリケーター	一式 複製25枚までごとに	2,750円
いす	一式 1日1回につき	1,100円
金びょうぶ	一双 1日1回につき	2,200円
演台	1台 1日1回につき	1,100円
花台	1台 1日1回につき	550円
指揮台	1台 1日1回につき	1,100円
譜面台	1台 1日1回につき	330円
平台	1枚 1日1回につき	170円
箱足	1個 1日1回につき	60円
ケコミパネル	1枚 1日1回につき	70円
黒布パネル	1枚 1日1回につき	170円
ウェイト	1個 1日1回につき	60円
人形立	1本 1日1回につき	20円
ドラム台	1台 1日1回につき	1,100円
パーテーション	1枚 1日1回につき	440円
ブルーバックスクリーン	1枚 1日1回につき	2,200円
スモークマシン	1台 1日1回につき	3,300円
トランシーバー	1台 1日1回につき	660円
大型ミラー	1面 1日1回につき	550円
移動式スクリーン	1台 1日1回につき	660円
アイロン、アイロン台セット	一式 1日1回につき	330円
ミシン	1台 1日1回につき	550円
イーゼル	1脚 1日1回につき	170円
画板	1枚 1日1回につき	60円

マネキン	1体 1日1回につき	330円
茶道具	一式 1日1回につき	4,400円
CD、MD付きラジカセ	1台 1時間までごとに	220円
テレビ、ビデオデッキセット	一式 1日1回につき	5,280円
ポータブルアンプ	1台 1日1回につき	1,320円
電源使用料	定格消費電力1時間1キロワットまでごとに	110円